

第7章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1. 歴史的風致形成建造物の指定

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

高野町には、国・県・町の指定文化財が多数存在している。これまで歴史的建造物について、文化財保護法をはじめとして県及び町の文化財保護条例及び景観形成建造物に基づく指定を行い、保存と活用に取り組んできた。

今後、高野町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している建造物のうち、歴史的風致の維持向上のために保護を図る必要があると認められる建造物について、歴史まちづくり法第12条第1項の歴史的風致形成建造物に指定することとする。これにより、指定文化財の保護とともに、指定文化財以外の歴史的建造物の保護を推進する。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定要件

本町の歴史的風致形成建造物の指定にあたっては建造物の所有者と協議の上、同意を得られたものを前提とし、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要があると認められるものを対象に、次に示す「指定対象の要件」及び「指定基準」を満たす建造物を指定する。

【指定対象の要件】

- ① 和歌山県文化財保護条例に基づく指定文化財
- ② 高野町文化財保護条例に基づく指定文化財
- ③ 文化財保護法第57条第1項の規定に基づく登録有形文化財
- ④ 文化財保護法第132条第1項の規定に基づく登録記念物
- ⑤ 景観法第19条第1項及び高野町景観条例に基づく景観重要建造物
- ⑥ その他、本町の歴史的風致の維持向上に寄与する建造物で、町長が特に必要と認めたもの

【指定基準】

- ① 建築物の形態・意匠又は技術上の工夫が優れている建造物
- ② 地域の歴史を把握する上で重要な建造物
- ③ 歴史的なまちなみの構成要素として重要な建造物
- ④ 建造物の築後年数が概ね50年を経過しているもの

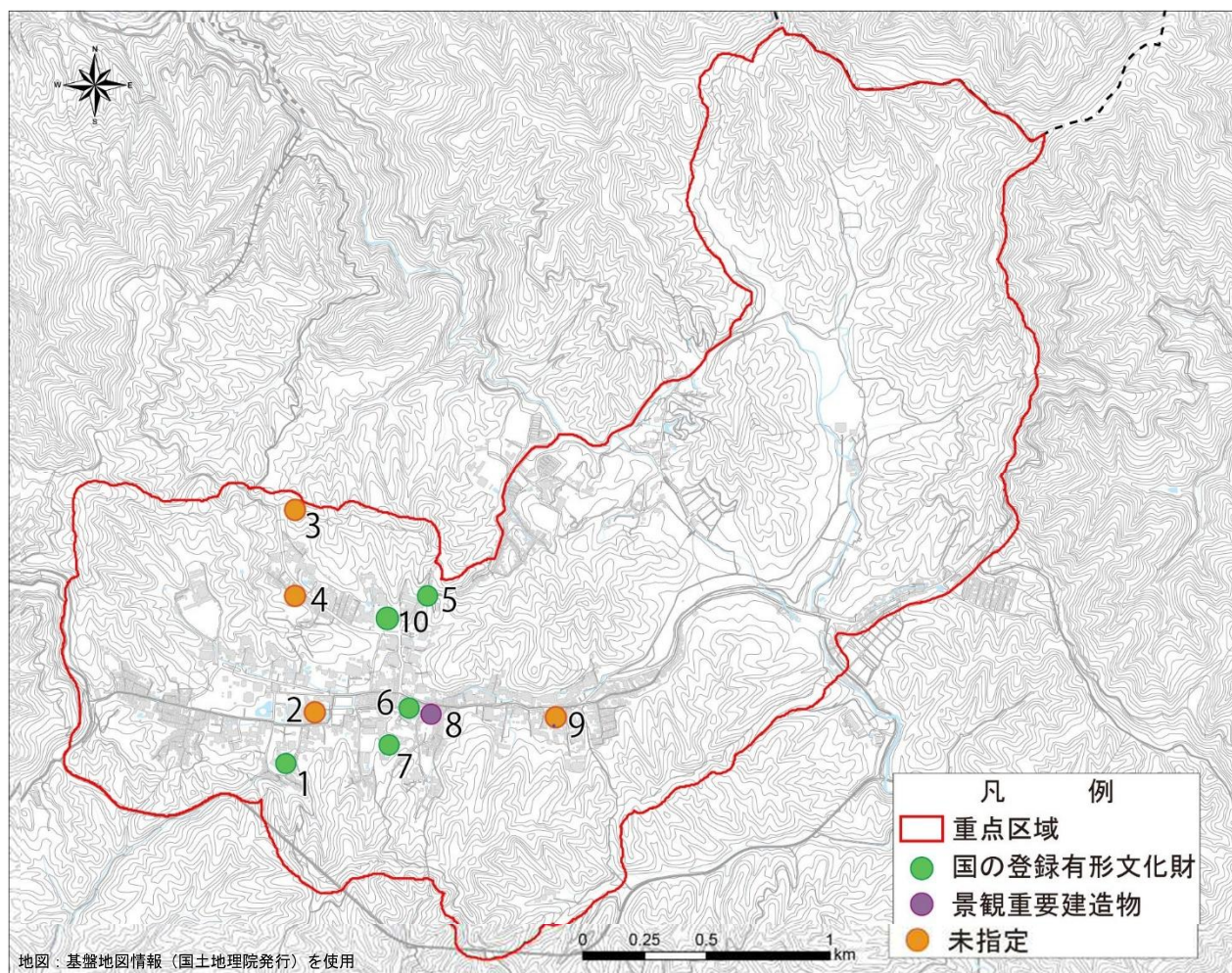
なお、指定した歴史的風致形成建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝記念物に該当するに至った場合、または、滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は指定を解除する。

2. 歴史的風致形成建造物の指定候補及び指定一覧

当該重点区域において、歴史的風致形成建造物の候補となる建造物及び歴史的風致形成建造物は、以下のとおりである。

No.	名 称	写 真	所在地	年代	所有者
1	高野山霊宝館 【紫雲殿・玄関・北廊・ 中廊・放光閣・南廊及び 西廊・宝蔵】 (国登録有形文化財)		高野山 306	大正 9 年 (1920)	(公財) 高野山 文化財保存会
2	高野山大師教会 (未指定)		高野山 347	大正 4 年 (1915)	(宗) 金剛峯寺
3	不動坂口女人堂 (未指定)		高野山 709	室町期末 頃 と推定	(宗) 金剛峯寺
4	金輪塔 (未指定)		高野山 689	天保 5 年 (1834) 再建	(宗) 金剛峯寺
5	和合庵 【主屋・土蔵・門・塀】 (国登録有形文化財)		高野山 34	大正 15 年 (1926)	個人
6	珠数屋四郎兵衛店舗 (国登録有形文化財)		高野山 771	昭和 8 年 (1933)	(株) 珠数屋 四郎兵衛

7	高野山大学図書館 (国登録有形文化財)		高野山 385	昭和 4 年 (1929)	(学) 高野山学園
8	虎屋薬局 (景観重要建造物)		高野山 768	明治 23 年 (1890)	個人
9	苅萱堂 (未指定)		高野山 478	大正時代 と推定	(宗) 密厳院
10	橋本警察署高野幹部交番 (国登録有形文化財) ※令和 7 年 5 月 23 日指定済		高野山 638	大正 10 年 (1921)	和歌山県



■歴史的風致形成建造物の指定候補及び指定分布図

1. 高野山霊宝館
（紫雲殿・玄関・北廊・中廊・放光閣・南廊及び西廊・宝蔵）
2. 高野山大師教会
3. 不動坂口女人堂
4. 金輪塔
5. 和合庵（主屋・土蔵・門・塀）
6. 珠数屋四郎兵衛店舗
7. 高野山大学図書館
8. 虎屋薬局
9. 苺萱堂
10. 橋本警察署高野幹部交番（※令和7年5月23日指定済）